

条例（素案）と条例（案）の比較表

条例（素案）	条例（案）
広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例 人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織「ひろしま LMO」_____を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。 こうした中、国において、令和 6 年 9 月 26 日に、市町村長が地域的な共同活動を行う地縁による団体等を指定地域共同活動団体として指定することができること等を定めた「地方自治法の一部を改正する法律」が施行された。 そこで、指定地域共同活動団体の制度を活用し、「ひろしま LMO」への支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例 人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織<u>ひろしま LMO（エルモ）</u>を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。 こうした中、国において、令和 6 年 9 月 26 日に、市町村長が地域的な共同活動を行う地縁による団体等を指定地域共同活動団体として指定することができること等を定めた<u>地方自治法の一部を改正する法律</u>が施行された。 そこで、指定地域共同活動団体の制度を活用し、<u>ひろしま LMO</u>への支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 260 条の 4 第 2 項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関し、_____必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 260 条の 4 第 2 項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関し、<u>法令に定めがあるもののほか、</u>必要な事項を定めるものとする。
（ひろしま LMO） 第 2 条 前条の指定地域共同活動団体は、ひろしま LMO（エルモ）と称する。	（ひろしま LMO） 第 2 条 前条の指定地域共同活動団体は、ひろしま LMO _____と称する。
（ひろしま LMO の指定要件） 第 3 条 法第 260 条の 4 第 2 項第 1 号に<u>規定する</u>条例で定める活動は、次に<u>掲げるとおり</u> _____とする。	（ひろしま LMO の指定要件） 第 3 条 法第 260 条の 4 第 2 項第 1 号 _____の条例で定める活動は、次の各号の<u>いずれかに該当する活動</u>とする。

条例（素案）	条例（案）
(1) 地域住民の生活支援に資する活動 (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動 (3) 地域住民の交流促進に資する活動 (4) 地域住民の生涯学習に資する活動 (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動 (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動 (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動 (8) 地域の防災又は減災に資する活動 (9) 地域の防犯に資する活動 (10) 地域の交通安全に資する活動 (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動 (12) 地域の魅力の向上に資する活動 (13) 地域課題等の把握に資する活動 (14) 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動 (15) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動 (16) その他市長が必要と認める活動	(1) 地域住民の生活支援に資する活動 (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動 (3) 地域住民の交流促進に資する活動 (4) 地域住民の生涯学習に資する活動 (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動 (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動 (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動 (8) 地域の防災又は減災に資する活動 (9) 地域の防犯に資する活動 (10) 地域の交通安全に資する活動 (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動 (12) 地域の魅力の向上に資する活動 (13) 地域課題等の把握に資する活動 (14) 前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動 (15) 前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動 (16) その他市長が必要と認める活動
2 法第260条の49第2項第2号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 団体の運営に関する主な事項が、団体の構成員の意思に基づき決定<u>されている</u>こと。 (2) 代表者その他の役員が、団体の構成員の意思に基づき選任<u>されている</u>こと。 (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性が確保<u>されている</u>こと。 (4) 活動の計画及び実施の状況が公表<u>されている</u>こと。 (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるも	2 法第260条の49第2項第2号<u> </u>の条例で定める要件は、次に掲げる<u>要件</u>とする。 (1) 団体の運営に関する主な事項を<u> </u>団体の構成員の意思に基づき決定<u>す </u>ること。 (2) 代表者その他の役員を<u> </u>団体の構成員の意思に基づき選任<u>す </u>ること。 (3) 予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保<u>す </u>ること。 (4) 活動の計画及び実施の状況を公表<u>す </u>ること。 (5) 前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるも

条例（素案）	条例（案）
これに反対することを目的とする活動 ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者_____の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又は<u>暴力団の活動</u>を助長し、又は<u>暴力団</u>を利することとなると認められる活動 オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動	これに反対することを目的とする活動 ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者<u>の統制の下にある団体</u>の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、_____活動を助長し、又は、_____利することとなると認められる活動 オ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動
（ひろしまLMOに対する支援） 第4条 <u>市長</u>は、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要であると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。	（ひろしまLMOに対する支援） 第4条 <u>本市</u>は、ひろしまLMOに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要であると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。
（申請等） 第5条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等<u>その他</u>規則で定める書類を<u>添えて</u>、市長に提出しなければならない。	（申請等） 第5条 法第260条の49第2項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等<u>その他の規則</u>で定める書類を<u>添付し</u>、市長に提出しなければならない。
2 法第260条の49第2項の規定による指	2 法第260条の49第2項の規定による指

条例（素案）	条例（案）
定を受けたひろしまLMOは、_____申請書及び規約等その他規則で定める書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。	定を受けたひろしまLMOは、<u>前項の</u>申請書若しくは添付_____書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。
（委任） 第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	（委任<u>規定</u>） 第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。